

「きょうとの食育」サポート企業 募集要項

1 趣 旨

府内における食育活動を推進するために、きょうと食育ネットワーク会員団体や市町村、府、学校など公的機関、地域の活動グループ等が行う食育活動を積極的に支援・協力する企業を「きょうとの食育」サポート企業として登録し、その支援・協力の内容をネットワークが幅広く情報提供する。

2 登録要件

次の要件を全て満たす企業

- (1) 京都府内に事業所がある（本社に限らず子会社、営業所も含む）、又は、京都を事業エリアとし、京都エリアの担当者を配置している。
- (2) 社会活動として、きょうと食育ネットワーク会員団体や公的機関、地域の活動グループ等が行う食育活動に支援・協力できる。
- (3) 企業名、連絡先、支援・協力する内容などの公開に同意する。

3 登録内容

内 容	例
(1) 体験学習・見学の受入	食品の製造や流通の仕組みなど、作業体験や見学を通して学べる場の提供
(2) 講師の派遣	調理や食品の安全に関する知識などを啓発する場に従業員や職員を講師として派遣
(3) 物資の提供	製品や商品、食育に関わる広報資料・教材・グッズ等の提供
(4) 施設の貸出	調理場や会議施設などの施設の貸出
(5) 活動費の助成	食育活動グループ等への活動費助成
(6) イベントへの参加	食育活動に係るイベントへのブース出展、参加
(7) 広報活動	食育活動についてのチラシやポスターを店舗等で配布や掲示
(8) その他	※(1)～(7)以外に食育活動への支援、協力となる活動

4 登録内容の取り扱い

- (1) 申し込みのあった企業が登録要件に合致する場合、「きょうとの食育」サポート企業として登録する。
- (2) 「きょうとの食育」サポート企業名簿を作成し、きょうと食育ネットワーク会員団体や公的機関、地域の活動グループ等へ情報提供する。また、きょうと食育ネットワークのホームページ上に登録内容を掲載する。
- (3) 登録企業等から登録抹消の申し出があった場合には登録を抹消する。また、登録要件に合致しない事実が確認された場合には登録を抹消する。

5 登録の申し込み・問い合わせ

所定の用紙に必要事項を記入の上、郵送、FAX、Eメールにてネットワーク事務局へ提出。

〒602-8570（住所不要：府庁専用番号）

きょうと食育ネットワーク事務局（京都府農林水産部 農政課内）

TEL:075-414-5654 FAX:075-414-4939 Eメール:nosei@pref.kyoto.lg.jp